



生活 バイロット

アイネスには、利用した覚えのない料金を請求するはがきが届いたという、架空請求の事例

【内容確認通知書】
「内はがきが届いた。以前、利用した通信販売や契約不履行による未納で、支払わないと裁判を以て財産を差し押されると

▼「最終通告」
「民事訴訟」等の裁判をイメージする言葉を使い、不安をあおる。

▼商品名や請求金額など具体的な記載がな

相談が相次いで寄せられています。以前からあった手口ですが、最近、相談が増えているので注意しましょう。

【事例】
「内はがきが届いた。以前、利用した通信販売や契約不履行による未納で、支払わないと裁判を以て財産を差し押されると

【架空請求の特徴】
悪質な架空請求による未納で、支払わないと裁判を以て財産を差し押されると

【アドバイス】
▽身に覚えのない請求に応じる必要はありません。請求は無視しましょう。悪質業者は、架空請求はがきを不特定多数の人々に送り付け、連絡してきた人をターゲットに、執拗に支払いを強要します。

▽何らかの不安がある場合は、できるだけ早く、近くの市町村の消費生活相談窓口やアイネス(県消費生活センター)に相談ください。

絶対に連絡しないで

く、内容がはっきりしない。
 ▼至急、連絡するよう促し、慌てて電話してきた人を脅して高額な請求をする。

▼「〇〇紛争処理相談センター」等、公的機関だと勘違いさせよう。

う。万一、身に覚えがない場合は、早急に連絡するよう書かれていた。身に覚えがないため、連絡先に電話をした。相手に尋ねられたまま、氏名や住所、生年月日を教えてしまった。大丈夫か?

う。万一、身に覚えがない場合は、早急に連絡するよう促し、慌てて電話してきた人を脅して高額な請求をする。

り、連絡先に電話してしまい、その後、請求行為が繰り返される場合などは、警察に連絡しましよう。

▽業者から脅されたり、連絡先に電話してしまい、その後、請求行為が繰り返される場合などは、警察に連絡しましよう。

▽業者から脅されたり、連絡先に電話してしまい、その後、請求行為が繰り返される場合などは、警察に連絡しましよう。

（県消費生活・男女共同参画プラザ）アイネス、☎097・534・0999(消費生活相談電話)